

「2023 年度休眠預金等交付金活用推進基本計画」の一部改正について

令和 5 年 12 月 25 日
内閣総理大臣決定
一 部 改 正

2023 年度休眠預金等交付金活用推進基本計画（令和 5 年 2 月 27 日内閣総理大臣決定）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成 28 年法律第 101 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づき、休眠預金等交付金に係る資金の円滑かつ効率的な活用を推進するための基本的な計画を下記により定める。</p> <p>また、法附則第 9 条¹の規定に基づく見直しの検討²が行われた結果、法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 72 号）が令和 5 年 6 月に成立したところであり、「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」（平成 30 年 3 月 30 日内閣総理大臣決定。以下「基本方針」という。）の改正に即して本基本計画を改正するとともに、2023 年度事業計画等について必要な変更を行うこととする。</p>	<p>民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成 28 年法律第 101 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づき、休眠預金等交付金に係る資金の円滑かつ効率的な活用を推進するための基本的な計画を下記により定める。</p> <p>また、法附則第 9 条¹の規定に基づく見直しの検討²が行われた結果、法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 72 号。以下「改正法」という。）が令和 5 年 6 月に成立したところであり、「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」（平成 30 年 3 月 30 日内閣総理大臣決定。以下「基本方針」という。）の改正に即して本基本計画を改正するとともに、2023 年度事業計画等について必要な変更を行うこととする。</p>

1. 休眠預金等交付金の額の見通しについて（法第19条第2項第1号）

2023年度は、休眠預金等交付金に係る資金（以下「休眠預金等に係る資金」という。）の活用に係る制度（以下「本制度」という。）に基づく休眠預金等交付金の交付を開始して5か年目となる。基本方針において、助成限度額に係る中期目標として、「令和5年度から令和9年度における5年間の助成総額については、資金需要の動向や、本制度を担う団体の体制等を踏まえる観点から、これまでの活用額の趨勢を念頭に約300億円を目安」とすることとされた³。また、過去数年の申請額は大幅な増加が続いているなど、足元の資金需要は高まっている。これらを踏まえ、2023年度採択事業（以下「2023年度通常枠」という。）の助成総額を目安を40億円から50億円に増額することとする⁴。

また、基本方針において、「本制度の対象となる活動分野において緊急的な支援ニーズが生じた場合には、本制度の枠組みの下で適切に対応できるよう、上述の助成総額とは別の助成枠を確保することにより、機動的に対応する」こととされた⁵。新型コロナウイルスの感染拡大及びウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰による経済社会への影響から、本制度が対象とする活動分野においても支援のニーズは引き続き大きいことが想定される。さらに、少子化の急速な進行は、わが国の経済社会に大きな影響を及ぼすものであり、子育てに課題を抱える家庭への支援など本制度が対象とする活動分野において支援のニーズは大きいことが想定される。このため、2023年度通常枠とは別途設けた「新型コロナウイルス及び原油価格・物価高騰対応支援のための枠」を「原油価格・物価高騰、子育て

1. 休眠預金等交付金の額の見通しについて（法第19条第2項第1号）

2023年度は、休眠預金等交付金に係る資金（以下「休眠預金等に係る資金」という。）の活用に係る制度（以下「本制度」という。）に基づく休眠預金等交付金の交付を開始して5か年目となる。基本方針において、助成限度額に係る中期目標として、「令和5年度から令和9年度における5年間の助成総額については、資金需要の動向や、本制度を担う団体の体制等を踏まえる観点から、これまでの活用額の趨勢を念頭に約300億円を目安」とすることとされた³。また、過去数年の申請額は大幅な増加が続いているなど、足元の資金需要は高まっている。これらを踏まえ、2023年度採択事業（以下「2023年度通常枠」という。）の助成総額を目安を40億円から50億円に増額することとする。

また、基本方針において、「本制度の対象となる活動分野において緊急的な支援ニーズが生じた場合には、本制度の枠組みの下で適切に対応できるよう、上述の助成総額とは別の助成枠を確保することにより、機動的に対応する」こととされた⁴。新型コロナウイルスの感染拡大及びウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰による経済社会への影響から、本制度が対象とする活動分野においても支援のニーズは引き続き大きいことが想定される。さらに、少子化の急速な進行は、わが国の経済社会に大きな影響を及ぼすものであり、子育てに課題を抱える家庭への支援など本制度が対象とする活動分野において支援のニーズは大きいことが想定される。このため、2023年度通常枠とは別途設けた「新型コロナウイルス及び原油価格・物価高騰対応支援のための枠」を「原油価格・物価高騰、子育て

て及び新型コロナウイルス対応支援のための枠」(以下「原油価格・物価高騰、子育て及び新型コロナ対応支援枠」という。)に改組し、その助成総額の目安を 35 億円程度から 40 億円程度に増額することとする。

さらに、社会課題解決及び経済成長の双方を追求する社会的起業家の増加等を踏まえ、新たな資金提供手法として出資事業を開始することとし⁶、まずは堅実な運用を目指し、2023 年度出資事業(以下「2023 年度出資枠」という。)の出資総額の目安は 10 億円とする。

2023 年度休眠預金等交付金の額は、2023 年度及び過年度採択事業への助成額のうち 2023 年度に必要となる額を含む 2023 年度の民間公益活動促進業務に必要な経費¹とする。

2. 休眠預金等交付金に係る資金の活用の目標について(法第 19 条第 2 項第 1 号)

基本方針「第 1 2. 休眠預金等に係る資金の活用の目標」において定めた、休眠預金等に係る資金の活用対象事業による社会の諸課題の解決及び社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みの構築を図るために必要な制度運用の基盤を整えるとともに、社会の諸課題の解決に結びつく具体的事例を創出し、ソーシャルセクターの発展を支援することとする。また、新型コロナウイルスの感染拡大、ウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰及び少子化の急速な進行により、本制度が対象とする活動分野⁸においても子供の貧困、女性の経済的自立、孤独・孤立等の課題への支援のニーズが引き続き大きいことが想定される中、本制度の枠組みの下で、最大限、迅速かつ効果的に対応する。

3. 民間公益活動促進業務について(法第 19 条第 2 項第 2 号)

て及び新型コロナウイルス対応支援のための枠」(以下「原油価格・物価高騰、子育て及び新型コロナ対応支援枠」という。)に改組し、その助成総額の目安を 35 億円程度から 40 億円程度に増額することとする。

2023 年度休眠預金等交付金の額は、2023 年度及び過年度採択事業への助成額のうち 2023 年度に必要となる額を含む 2023 年度の民間公益活動促進業務に必要な経費²とする。

2. 休眠預金等交付金に係る資金の活用の目標について(法第 19 条第 2 項第 1 号)

基本方針「第 1 2. 休眠預金等に係る資金の活用の目標」において定めた、休眠預金等に係る資金の活用対象事業による社会の諸課題の解決及び社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みの構築を図るために必要な制度運用の基盤を整えるとともに、社会の諸課題の解決に結びつく具体的事例を創出し、ソーシャルセクターの発展を支援することとする。また、新型コロナウイルスの感染拡大、ウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰及び少子化の急速な進行により、本制度が対象とする活動分野⁶においても子供の貧困、女性の経済的自立、孤独・孤立等の課題への支援のニーズが引き続き大きいことが想定される中、本制度の枠組みの下で、最大限、迅速かつ効果的に対応する。

3. 民間公益活動促進業務について(法第 19 条第 2 項第 2 号)

基本方針「第3 休眠預金等に係る資金の活用目標を達成するために必要な民間公益活動促進業務に関する事項」に掲げる各事項について、指定活用団体は、2023年度においては、引き続き基本方針「第3 1. 指定活用団体の業務」の「(1) 基本的業務⁹⁾」が適確に実施されるよう、事業計画等の策定及びその実施に取り組むこととする。その際、民間公益活動の自立した担い手の育成を担う資金分配団体及び活動支援団体の役割に特に配慮するとともに、「業務改善プロジェクトチーム¹⁰⁾」の活用等を通じて、更なる業務の改善を進めることとする。また、基本方針「第3 1. 指定活用団体の業務」の「(2) 業務の充実に向けて期待される業務¹¹⁾」についても、可能なものから取り組むこととする。

なお、指定活用団体は、2023年度事業計画に基づく助成等関係業務を早期に開始できるよう取組を進め、また、各主体が十分に準備できるよう、スケジュールを事前に明らかにした上で進めることとする。2023年度通常枠（資金分配団体の公募）は、複数回の公募を行う。2023年度通常枠（活動支援団体の公募）及び2023年度出資枠については、2024年1月頃を目途に公募を開始する。原油価格・物価高騰、子育て及び新型コロナウイルス対応支援枠は、公募や審査期間を短縮すること、随時公募を行うなど、緊急性や迅速性を十分勘案して進める。

また、本制度の意義、内容、採択された事業内容やその進捗状況及びシンボルマーク等について、十分な周知・広報を行う。地方公共団体や金融機関など関係団体への周知を更に進める。指定活用団体は、資金分配団体や活動支援団体、実行団体及び支援対象団体など支援の担い手との対話を進めるとともに、先進事例の周知や普及を図る。

2023年度において本制度の下で指定活用団体が行う資金提供は、資金分配団体への助成及び出資並びに活動支援団体へ

基本方針「第3 休眠預金等に係る資金の活用目標を達成するために必要な民間公益活動促進業務に関する事項」に掲げる各事項について、指定活用団体は、2023年度においては、引き続き基本方針「第3 1. 指定活用団体の業務」の「(1) 基本的業務¹²⁾」が適確に実施されるよう、事業計画等の策定及びその実施に取り組むこととする。その際、民間公益活動の自立した担い手の育成を担う資金分配団体及び活動支援団体の役割に特に配慮するとともに、「業務改善プロジェクトチーム¹³⁾」の活用等を通じて、更なる業務の改善を進めることとする。また、基本方針「第3 1. 指定活用団体の業務」の「(2) 業務の充実に向けて期待される業務¹⁴⁾」についても、可能なものから取り組むこととする。

なお、指定活用団体は、2023年度事業計画に基づく助成等関係業務を早期に開始できるよう取組を進め、また、各主体が十分に準備できるよう、スケジュールを事前に明らかにした上で進めることとする。資金分配団体の公募について、2023年度通常枠は複数回の公募を行う。活動支援団体の公募についても、改正法の施行後速やかに開始できるよう、指定活用団体において必要な準備を進める。原油価格・物価高騰、子育て及び新型コロナウイルス対応支援枠は、公募や審査期間を短縮すること、随時公募を行うなど、緊急性や迅速性を十分勘案して進める。

また、本制度の意義、内容、採択された事業内容やその進捗状況及びシンボルマーク等について、十分な周知・広報を行う。地方公共団体や金融機関など関係団体への周知を更に進める。指定活用団体は、資金分配団体、活動支援団体、実行団体及び支援対象団体など支援の担い手との対話を進めるとともに、先進事例の周知や普及を図る。

2023年度において本制度の下で指定活用団体が行う資金提供は、改正法が施行されるまでの間は、資金分配団体への助成

の助成とする。

4. [略]

5. 成果に係る評価の基準及び公表について（法第 19 条第 2 項第 4 号）

指定活用団体は、基本方針「第 6 休眠預金等に係る資金の活用の成果に係る評価の実施に関する事項」に即し定める評価指針²を改正し、資金分配団体、活動支援団体及び実行団体において成果評価が適切に実施されるよう対応する。

原油価格・物価高騰、子育て及び新型コロナ対応支援枠についても成果評価を求めることとする。その際、中間評価は実施しないなど、引き続き、一定の緩和策を講ずる。

また、指定活用団体は、過年度の資金分配団体及び実行団体の成果評価の動向を踏まえつつ、引き続き、総合的な評価を取りまとめ、公表する。

6. その他

(1) 指定活用団体においては、「休眠預金等活用法に基づく指定活用団体の指定について」(平成 31 年 1 月 11 日内閣府)において指定の条件として付された事項³に関して、引き続き適確に対応するものとする。

(2) [略]

(脚注)

[^{1~3}略]

⁴通常枠の助成総額には、新たに創設する活動支援団体への助成総額も含む。

のみとする。

4. [同左]

5. 成果に係る評価の基準及び公表について（法第 19 条第 2 項第 4 号）

指定活用団体は、基本方針「第 6 休眠預金等に係る資金の活用の成果に係る評価の実施に関する事項」に即し定める評価指針²を改正し、資金分配団体、活動支援団体及び実行団体において成果評価が適切に実施されるよう対応する。

原油価格・物価高騰、子育て及び新型コロナ対応支援枠についても成果評価を求めることとする。その際、中間評価は実施しないなど、引き続き、一定の緩和策を講ずる。

また、指定活用団体は、過年度の資金分配団体及び実行団体の成果評価の動向を踏まえつつ、引き続き、総合的な評価を取りまとめ、公表する。

6. その他

(1) 指定活用団体においては、「休眠預金等活用法に基づく指定活用団体の指定について」(平成 31 年 1 月 11 日内閣府)において指定の条件として付された事項³に関して、引き続き適確に対応するものとする。

(2) [同左]

(脚注)

[^{1~3}同左]

[加える。]

<p>⁵ [略]</p> <p>⁶ 出資事業の形態としてファンド出資型と法人出資型を併置する。</p> <p>[^{7~13} 略]</p>	<p>⁴ [同左]</p> <p>[加える。]</p> <p>[^{5~11} 同左]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

附 則
この決定は、令和5年12月31日から施行する。